

『広弘明集』卷一七について

河上麻由子

The comparative study of *Guang-hong-ming-ji* between the old Japanese edition and the existent woodblock editions

Mayuko Kawakami

Guang-hong-ming-ji was edited by Dào Xuān for the purpose of the protection of the Buddhist creed. It contains a number of significant historical records, including the project of building a reliquary tower during the Sui dynasty. Although its several editions do not reveal much difference, there are many cases of slight character changes between the woodblock editions, and the choice of particular characters leads to the differently interpreted sentences.

This article examines the old Japanese edition (the Old Edition) of *Guang-hong-ming-ji*, transcribed by hand in various parts of Japan during the Heian and the Kamakura eras. Given the possibility that the Old Edition modeled after the Tang text that had arrived in Japan during the Nara period, the edition can be considered more faithful to the Tang original than the others.

In an effort to determine whether the original of the Old Edition was one of woodblock editions or the text from Tang China, this article compares the Old Edition with woodblock editions focused on the relatively well-preserved volumes of 7, 17, and 30. The result are as follows: a) all three volumes in the Old Editions show differences from all the existent woodblock editions, b) the Old Edition consistently uses the same characters where it deviates from the woodblock editions, and c) *Guang-hong-ming-ji*, on several occasions, avoids writing the Tang emperors' names as they were by leaving the names incomplete or substituting a certain character, such as 武 for 虎 or 人 for 民.

The emperors' names called for a more extensive research, and the examination of how the Tang emperors' names are represented in all the thirty volumes of *Guang-hong-ming-ji* reveals further instances of incomplete names or character substitutions of 虎, 淵, 民, 世, and 治. It can be concluded that the original of the Old Edition came from the Tang era when the emperor must have been obliquely referred to, excluding the possibility that it was from the Song period that approached the naming taboo of the Tang emperors differently.

These findings shed a new light on the “隋國立舍利塔詔” section in Volume 17, which should now be interpreted in accordance with the Old Edition. Two insights follow: a) the stronger emphasis was put on the presence of a mountain in deciding the location of the reliquary tower construction, but b) the Sui military campaigns in various regions were given priority over the tower project.

『広弘明集』卷一七について

河上麻由子

はじめに

仁寿舍利塔建立事業とは、仁寿元年（六〇二）における文帝の誕生日を皮切りに、同二年・四年と三度にわたり全国で一〇〇基以上の舍利塔が建立された事業のことである。その規模からみて、文帝による種々の仏教政策中、最も重要な意義をもつものの一つであることは間違いない。故に、仁寿舍利塔建立事業については、文献史料や出土史料を用いた研究が数多く積み重ねられてきた^①。それら先行研究が必ず参照するのが、『広弘明集』卷一七である。本巻には、仁寿元年における舍利塔建立を命じた「隋国立舍利塔詔」をはじめ、仁寿舍利塔建立事業についての基礎情報が最もまとまった形で残されている。

『広弘明集』は、南山律宗の開祖道宣が護法のために編んだ書物である。三〇巻本一〇篇、上下の別がないもの（碩砂版・高麗再彫版・金蔵版）、卷二七・二八・二九・三〇に上下を設けるもの（明版）、部分的に上下にするもの（龍蔵版）、全書を一〇篇四〇巻に分けたもの（天寧寺版）がある。各版本

で本文に大きな差異はないという^②。しかし、開版時における文字の改変は皆無ではなく、版本間で細かな文字の異同は多い。卷一七も各版本間で文字の異同があり、どの文字をとるかで文意に聊かの相違が生じる。

ここで注目されるのが、平安・鎌倉期に日本各地で書写された日本古写経中『広弘明集』の存在である（以下「古写経」）。近年の研究により、古写経には北宋期に蜀地で開版された大蔵経（以下「開宝蔵」）など版本系大蔵経を書写したものの以外に、奈良時代以前に請来され、書写されたテキストを祖本とするものが複数含まれることが判明している。古写経中『広弘明集』が奈良時代にもたらされた唐系テキストを祖本とするならば、開版時に文字を改変することのあった版本よりも、唐代の姿を留めていることになろう。

上を踏まえて、本稿は、古写経中『広弘明集』と版本中『広弘明集』を比較し、古写経中『広弘明集』の祖本が版本中『広弘明集』であるのか、あるいは唐本系テキストであるのかを考察する手がかりを得ることを試みる。

一 古写経と版本の比較

(一) 本稿の使用する古写経

国際仏教学大学院大学がインターネットで公開する日本古写経データベースに基づけば^③、興聖寺・金剛寺・七寺・西方寺・石山寺・新宮寺・妙蓮寺の一切経中に、平安期以降の『広弘明集』の写本が残される。全三〇巻の残存状況は各寺院で異なる。以下、本稿が分析の対象とするのは前掲した寺院の写本となる。

まずは筆者が収集した古写経の基礎情報を、先行研究によりながら書写年代・特徴などを簡単にまとめておく。

中尊寺一切経（巻一七のみ）

中尊寺一切経中『広弘明集』巻一七は、奈良国立博物館に所蔵される。紺地の料紙に金銀による書写を交互に行う本経は、見返絵主題の共通性からみて、藤原清衡時代に書写されたもの（以下「清衡経」とみて問題ない^④。奥書はない。「清衡経」の奥書で最も早い年記は永久五年（一一一七）二月、九年後の天治三年（一一二六）三月に供養されている。「清衡経」には、開宝蔵を書写したことが明らかなもの（『法句経』下・『出三蔵記集』巻九・『比丘尼伝』巻四など）が含まれる。その一方で、筆者は実見していないが、金剛峯寺所蔵『広弘明集』巻一〇・一一には、唐太宗の諱である「民」を欠筆した文字のあることから、唐本系テキストを書写した可能性が指摘されている^⑥。巻一七は、一行に一七字前後を書写する。卷子本である。本稿では「中尊寺本」

と称する。

興聖寺一切経（京都府京都市）

興聖寺一切経は、長寛元年（一一六三）（嘉応元年（一一六九））に書写された丹波西楽寺の一切経が、鎌倉時代に海住山寺へ寄進されたものを母体とする。慶長年間（一五九六―一六一五年）に海住山寺から興聖寺に譲渡され、その後幾度もの補写を経た。当初卷子であったのが、江戸時代に折本形式に改められている。

奈良時代の奥書を写す『文殊師利問菩提経』『菩薩修行四法経』、延暦四年（七八五）の奥書をもつ『大唐西域記』巻一、開宝蔵の刊記を書写する『出三蔵記集』巻三・四・五・九・一〇・一一のほか^⑦、貞観二三年（六四九）段階の『統高僧伝』を底本とする写本が含まれるなど^⑧、底本は多岐にわたったようである。

本寺一切経中『広弘明集』は平安時代の書写、全三〇を完備し、部分的な破損もない。一行は一七文字前後である。奥書はない。本稿では「興聖寺本」と称する。

金剛寺一切経（大阪府河内長野市）

平安鎌倉期に、金剛寺を中心に書写された経巻を主体とし、快尋発願一切経・八田寺一切経・栄印発願天野宮一切経のような他所で書写されたものも含まれる^⑨。開宝蔵の刊記や奈良時代の奥書を転写する写本が存在する。また、『大正新修大蔵経』（以下『大正』とする）にはない散逸經典の転写本を含む^⑩。

『広弘明集』は合計二七巻が残る。残存巻は古写経データベースを参照されたい。奥書より、巻三は嘉禎二年（一二三六）、巻七（ただし「緑」と誤

写・卷一〇・卷一八・卷二四・卷二八は嘉禎三年（一二三七）に書写されたことが分かる。卷三は和泉国泉郡上条郷豊中村、卷一八は槇尾寺で書写されたと奥書にある。一行は一四〜一八字前後と、他本と比較してばらつきがある。卷子本である。本稿では「金剛寺本」と称する。

七寺一切経（愛知県名古屋市）

七寺一切経は、承安五年（一一七五）〜治承三年（一一七九）の間に、尾張在地の官人である大中臣安長の発願で書写・校合された。発願年には大般若経が書写され、その後に他経が書写校合された。元禄九年（一六九六）に補写が行われた。享保二年（一七二七）には修補裏打ちがほどこされた。

書写地区は尾張中嶋郡を中心に、美濃にも及ぶ。尾張地区でテキストが得られなかったものは、京都清水寺において法勝寺の金字経を書写してもいる^①。開宝蔵の刊記を書写するもののほか、奈良時代に書写されたテキストの転写本も存在する。

『広弘明集』は都合二三巻を調査した。卷一〇・一六は奥書に安元三年（一二七七）の書写とある。勸進僧栄俊が多く校合を務めている（卷四・五・六・七・九・一〇・一四〜一七・一九・二二・二三・二五・二九・三〇）。各巻の筆跡や書写の形式に大差はない。一行は一七字前後。本稿では「七寺本」と称する。

西方寺一切経（奈良県大和郡山市）

西方寺一切経は、平安〜鎌倉期・江戸時代に書写された卷子本、元版・春日版の折本から構成される。摂津大門寺一切経を西方寺が購入した。開宝蔵の転写本を含む一方で、五世紀後半の北魏で書写された經典の転写本と思しきものも含まれる^②。

『広弘明集』は二三巻が残る。各巻の欠損は甚だしく、巻首を欠くものが九巻ある。一行は一七字前後、卷子本である。「亦」（卷二・一三・一五・一九）「聚」（二二・二三・二六・三〇）の千字文や音義（卷一四・一五・二二・二四・二六・二七・三〇）が付される^③。本稿では「西方寺本」と称する。

卷一七は奥書に弘安五年（一一八二）書写の「大門寺一切経内」とある。紙質に顕著な差異は見出せないが、卷一七の筆跡は他巻と異なるようである。加えて卷一七のみは、千字文・音義を持たず、内題・外題が版本系と一致しない。平安〜鎌倉期の写経では、底本とした写本・版本が巻単位で欠損した場合、欠損巻のみ別系統のテキストを用いることがあった。補写の際に異なる底本が用いられることもある^④。一七の底本は、他巻とは異なると考える余地がある。

各寺一切経中『広弘明集』の概要を述べてきた。次節では、『大正』を底本に、古写経―版本系大蔵経間の文字の異同を調査し、古写経が版本系大蔵経を書写したものであるか否かを検討する。ただし周知のとおり、『大正』の校訂は必ずしも十全ではない。宮版（開元寺版）と宋版（思溪版）は、前者は宮内庁書寮部所蔵本、後者は愛知県岩屋寺所蔵本を参照し、『大正』の不足を補うよう努めた。また、以上の作業を全三〇巻に施しては、作業量・時間は膨大となり、分析結果の公開は困難となる。そこで本稿は、『広弘明集』を前半（①卷一〜一〇）・中盤（②卷一一〜二〇）・後半（③卷二一〜三〇巻）に分け、それぞれ一巻を選び、文字の異同を確認していく。なお、異体字は記さず、旧字で統一する。

(二) ①卷一〜一〇

①の範囲中で古写経の残存状況が良いのは巻一・三・七である。いずれも興聖寺本・七寺本・金剛寺本が残る。このうち巻七は、高麗顯宗二年（一一〇一一）に開版された大藏経中にも現存する（以下「初彫版」）。開宝藏の模刻である初彫版を比較対象に加えることで、散逸した開宝藏と古写経との関係を探測することも可能となろう。よって①では巻七を取り上げた。調査は全文に施したが、紙幅に限りのあることから、特に重要と判断した個所を抜粋する。【宋】【元】【明】【宮】は、それぞれ思溪版、元版、明版、開元寺版を意味する。元版・明版は『大正』の校注を引用した。初彫版は【初】と書く。

②③も同様の方法をとる。句読点は筆者による。

于時¹有梁之爲政也、仁育爲初、帝則絕慾²蔬食、僧則祠林義窟、冒行蠅點³足、可投卑豺虎矣。⁴（『大正』卷五二、一三〇頁a一三〜一五）

1 慾 || 「欲」【明】

2 祠 || 「詞」【初】【宋】【宮】興聖寺本・七寺本・金剛寺本

3 冒 || 「胃」七寺本、「胃」興聖寺本

4 蠅 || 「繩」七寺本

5 卑 || 「俾」【初】【宋】【宮】興聖寺本・七寺本・金剛寺本

6 豺 || 「獸」【宋】【宮】

7 虎 || 「武」【初】興聖寺本・七寺本・金剛寺本

右は、荀濟による梁武帝の崇仏への批判（「胡法慳貪、惟財是與、直是行三毒而害萬方、未見修六度而隆三寶、四不經也」）に対する反駁である。2・5は古

写経と初彫版以下の版本が共通し、6は思溪版・開元寺版が古写経・初彫版と異なっている。注目すべきは7である。唐高祖の諱である「虎」字が、唐代、避諱時にしばしば「武」と改められたことはよく知られている。この点は次章で詳しく論じる。

衛元嵩伝は、巻七で版本間の異同が最も大きい。¹⁵

十七、衛元嵩、本河東人。遠祖從宦、遂家于蜀。梁末爲僧、陽狂浪宕。⁴

周氏平蜀、因爾入關。天和二年上書。略云、唐虞之化、無浮圖以治國、

而國得安。齊梁之時、有寺舍以化民、而民不立者、未合道也。若言民壞

不由寺舍、國治豈在浮圖。但教民心合道耳。民合道則安、道滋民則治立。

是以、齊梁競像法而起九級連雲、唐虞憂庶人而累土塔接地。然齊梁非無

功於寺舍而詐不延、唐虞豈有業於浮圖而治得久。但利民益國、則會佛心

耳。夫佛心者、以大慈爲本、安樂含生、終不苦役黎元。虔敬泥木、損傷

有識、蔭益無情。而大周啓運、繼歷膺圖、總六合在一心、齊日月之雙照、

養四生如厚地、覆萬姓同玄天。實三皇之中興、嗟兆民之始遇、成五帝之

新立、慶黎庶之逢時。豈不慕唐虞之勝風、遺齊梁之末法。嵩請、造平延

大寺、容貯四海萬姓、不勸立曲見伽藍、偏安二乘五部。夫平延寺者、無

選道俗、罔擇親疎、愛潤黎元、等無持毀、以城隍爲寺塔、卽周主是如來、

用郭邑作僧坊、和夫妻爲聖衆、勤用蠶以充戶課、供政課以報國恩、推令

德作三綱、遵耆老爲上座、選仁智充執事、求勇略作法師、行十善以伏未

寧、示無貪以斷偷劫。於是衣寒露養孤生、匹鰥夫配寡婦、矜老病免貧窮、

賞忠孝之門、伐凶逆之黨、進清簡之士、退諂佞之臣。使六合無怨紂之聲、

八荒有歌周之詠、飛沈安其巢穴、水陸任其長生。（云云）。（同右、一三一

頁c二八〜一三三頁a二六）

- 1 十七〓「周」【明】
- 2 (祖) 1字―興聖寺本
- 3 宦〓「官」【初】興聖寺本・七寺本・金剛寺、【宋】【宮】は穴冠。
- 4 陽〓「佯」【宋】【元】【明】
- 5 云+ (唐虞無佛圖而國安、齊梁有寺舍而祚失者、未合道也。但利民益國、則會佛心耳。夫佛心者、大慈爲本、安樂含生、終不苦役黎民。虔恭泥木、損傷有識、蔭益無情。今大周啓運、遠慕) 68字【初】【宋】【元】【明】
- 【宮】。興聖寺本・七寺本・金剛寺本は、【初】以下とほぼ同じであるが、「國安」を「國得安」と書く。また七寺本は、「大慈爲本」の「爲」が無く「虔恭」が「庚恭」となっている。興聖寺本は「夫佛」を「失佛」、「含生」を「合生」とする。金剛寺本は「國得安」の「安」を繰り返して「慈」を「悲」とする。
- 6 (之化〓嵩) 225字―【初】【宮】興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 7 則+「國」【宋】【元】【明】
- 8 競〓竟【元】【明】
- 9 詐〓「祚」【宋】
- 10 (但利〓情) 41字―【元】【明】
- 11 蔭〓「瘡」【宋】
- 12 歷〓「曆」【宋】【元】【明】
- 13 之〓「而」【宋】【元】【明】
- 14 罔〓「因」金剛寺本
- 15 (愛潤黎元等無持毀)―【初】【宋】【元】【明】【宮】興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 16 主〓「至」金剛寺本
- 17 (用) 1字―七寺本
- 18 邑〓「色」興聖寺本・七寺本
- 19 作〓「佐」金剛寺本
- 20 (勤用〓恩) 14字―【初】【宋】【元】【明】【宮】興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 21 推令〓「惟命」七寺本、興聖寺本は「推命」
- 22 作〓「佐」金剛寺本
- 23 作〓「位」【宮】興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 24 示〓「立」【宮】、「亦」興聖寺本・七寺本
- 25 劫〓「却」興聖寺本
- 26 於是〓「是則」【初】【宋】【元】【明】【宮】興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 27 (寒露〓使) 38字―【元】【明】、「衣寒露〓使) 39字―【初】【宋】【宮】興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 28 紂〓「付」興聖寺本

「略云」以降の相違はかなり煩雑なため、『大正』・初彫版・古写経・開元寺版・思溪版に限り、文字の異同を表にまとめておく。古写経は、三写本で一致しない文字は表に反映させていない。

『大正』	略云、唐虞之化、無浮圖以治國、而國得安。齊梁之時、有寺舍以化民、而民不立者、未合道也。若言民壞不由寺舍、國治豈在浮圖。但教民心合道耳。民合道則安、道滋民則治立。是以、齊梁競像法、而起九級連雲、唐虞憂庶人而累土堦接地。然齊梁非無功於寺舍而詐不延、唐虞豈有業於浮圖而治得久。但利民益國、則會佛心耳。夫佛心者、以大慈爲本、安樂含生、終不苦役黎元。虔敬泥木、損傷有識、蔭益無情。而大周啓運、繼歷膺圖、總六合在一心、齊日月之雙照、養四生如厚地、覆萬姓同玄天。實三皇之中興、嗟兆民之始遇、成五帝之新立、慶黎庶之逢時。
初彫版	略云、唐虞無佛圖而國安、齊梁有寺舍而祚失者、未合道也。但利民益國、則會佛心耳。夫佛心者、大慈爲本、安樂含生、終不苦役黎民。虔恭泥木、損傷有識、蔭益無情。今大周啓運、遠慕
古写經	略云、唐虞無佛圖而國得安、齊梁有寺舍而祚失者、未合道也。但利民益國、則會佛心耳。夫佛心者、大慈爲本、安樂含生、終不苦役黎民。虔恭泥木、損傷有識、蔭益無情。今大周啓運、遠慕
開元寺版〔宮〕	略云、唐虞無佛圖而國得安、齊梁有寺舍而祚失者、未合道也。但利民益國、則會佛心耳。夫佛心者、大慈爲本、安樂含生、終不苦役黎民。虔恭泥木、損傷有識、蔭益無情。今大周啓運、遠慕
思溪版〔宋〕	略云、唐虞無佛圖而國安、齊梁有寺舍而祚失者、未合道也。但利民益國、則會佛心耳。夫佛心者、大慈爲本、安樂含生、終不苦役黎民。虔恭泥木、損傷有識、蔭益無情。今大周啓運遠慕唐虞之化、無浮圖以治國、而國得安。齊梁之時、有寺舍以化民、而民不立者、未合道也。若言民壞不由寺舍、國治豈在浮圖。但教民心合道耳。民合道則國安、道滋民則治立。是以、齊梁競像法而起九級連雲、唐虞憂庶人而累土堦接地。然齊梁非無功於寺舍而祚不延、唐虞豈有業於浮圖而治得久。但利民益國、則會佛心耳。夫佛心者、以大慈爲本、安樂含生、終不苦役黎元。虔敬泥木、損傷有識、蔭益無情。而大周啓運、繼歷膺圖、總六合在一心、齊日月而雙照、養四生如厚地、覆萬姓同玄天。實三皇之中興、嗟兆民之始遇、成五帝之新立、慶黎庶之逢時。
豈不慕唐虞之勝風、遺齊梁之末法。嵩請造平延大寺、	唐虞。請造平延大寺、
容貯四海萬姓、不勸立曲見伽藍、	唐虞。請造平延大寺、
容貯四海萬姓、不勸立曲見伽藍、	唐虞。請造平延大寺、

<p>偏安二乘五部。夫平延寺者、無選道俗、罔擇親疎、愛潤黎元、等無持毀、以城隍爲寺塔、卽周主是如來、用郭邑作僧坊、</p> <p>和夫妻爲聖衆、勤用蠶以充戶課、供政課以報國恩、推令德作三綱、遵耆老爲上座、選仁智充執事、求勇略作法師、行十善以伏未寧、示無貪以斷偷劫。</p> <p>於是、衣寒露養孤生、匹鰥夫配寡婦、矜老病免貧窮、賞忠孝之門、伐凶逆之黨、進清簡之士、退諂佞之臣。使六合無怨紂之聲、</p> <p>八荒有歌周之詠、飛沈安其巢穴、水陸任其長生。(云云)</p>	<p>偏安二乘五部。夫平延寺者、無選道俗、罔擇親疎、以城隍爲寺塔、卽周主是如來、用郭邑作僧坊、</p> <p>和夫妻爲聖衆、推令德作三綱、遵耆老爲上座、選仁智充執事、求勇略作法師、行十善以伏未寧、示無貪以斷偷劫。</p> <p>是則六合無怨紂之聲</p>	<p>偏安二乘五部。夫平延寺者、無選道俗、罔擇親疎、以城隍爲寺塔、卽周主是如來、用郭邑作僧坊、</p> <p>和夫妻爲聖衆、推令德作三綱、遵耆老爲上座、選仁智充執事、求勇略作法師、行十善以伏未寧、示無貪以斷偷劫。</p> <p>是則六合無怨紂之聲</p>	<p>偏安二乘五部。夫平延寺者、無選道俗、罔擇親疎、以城隍爲寺塔、卽周主是如來、用郭邑作僧坊、</p> <p>和夫妻爲聖衆、推令德作三綱、遵耆老爲上座、選仁智充執事、求勇略作法師、行十善以伏未寧、立無貪以斷偷劫。</p> <p>是則六合無怨紂之聲</p>	<p>偏安二乘五部。夫平延寺者、無選道俗、罔擇親疎、以城隍爲寺塔、卽周主是如來、用郭邑作僧坊、</p> <p>和夫妻爲聖衆、推令德作三綱、遵耆老爲上座、選仁智充執事、求勇略作法師、行十善以伏未寧、示無貪以斷偷劫。</p> <p>是則六合無怨紂之聲</p>	<p>偏安二乘五部。夫平延寺者、無選道俗、罔擇親疎、以城隍爲寺塔、卽周主是如來、用郭邑作僧坊、</p> <p>和夫妻爲聖衆、推令德作三綱、遵耆老爲上座、選仁智充執事、求勇略作法師、行十善以伏未寧、示無貪以斷偷劫。</p> <p>是則六合無怨紂之聲</p>
---	---	---	---	---	---

第一段では、古写経・初彫版・開元寺版がほぼ一致する。思溪版は、第一明である。¹⁶⁾

段前半は初彫版・古写経・開元寺版と同じであるが、後半は『大正』とほぼ一致する。第二段は、初彫版・古写経・開元寺版が一致し、思溪版は『大正』と同文である。ただし第三・四・五段には『大正』に独自の記述も多い。かな差異がある。

古写経・初彫版・開元寺版―『大正』・思溪版の間で、第一段の情報量に大きな違いのあることが、道宣執筆段階における加筆・修正に由来するのかわかっている。『大正』が依った再彫版・思溪版の開版段階における増広に由来するのかわからない。道宣の後半生で衛元嵩に対する評価が一転、『続高僧伝』に衛元嵩伝が増加されたことをふまえるに、『広弘明集』の衛元嵩伝も道宣本人が後に情報を追加した可能性はあろうが、検討すべき史料がなく不

此則興佛法而安國家、實非滅三寶而危百姓也。有十五條、總是事意。¹ 勸行平等、非滅佛法、勸不平等、是滅佛法。勸行大乘、勸念貧窮、勸捨慳²貪、勸人發露、勸益國民、勸療爲民、勸人和合、勸恩愛會、勸立市利、勸行敬養、勸寺無軍人、勸立無貪三藏、勸少立三藏、勸立僧訓僧、勸敬大乘誠。¹²⁾ (同右一三三頁b一四―二一)

1 (是) 1字―七寺本

- 2 慳 〓 「嫗」 興聖寺本・七寺本・金剛寺本
 - 3 療 〓 「撩」 興聖寺本・七寺本・金剛寺本、「撩」【初】【宋】【宮】
 - 4 人 〓 「久」 興聖寺本・七寺本・金剛寺本
 - 5 勸人和合 〓 「勸人和合 勸久和合」【初】
 - 6 會 〓 「貪」 興聖寺本
 - 7 軍 〓 「争」 七寺本
 - 8 「人」 1字―【初】
 - 9 「立」 1字―【初】
 - 10 少 〓 「小」 興聖寺本
 - 11 「立」 1字―【宋】【明】【宮】 興聖寺本・七寺本・金剛寺本
 - 12 誠 〓 「戒」【宋】【元】【明】【宮】
- 4・5では、『大正』以下の版本が「勸人和合」とし、初彫版が「勸人和合 勸久和合」とするのを、古写経は「勸久和合」と書く。8・9では初彫版のみ「人」「立」がなく、11では思溪版・開元寺版と古写経はともに「立」を書かない。
- つまり、興聖寺本・七寺本・金剛寺本の衛元嵩伝は、前半では初彫版・開元寺版と類似するが、後半では現存するどの版本とも完全には一致しない。ここで注目したいのが、右掲史料中に二度現れる「民」が(傍線部)、興聖寺本・七寺本ではいずれも欠筆されることである。欠筆の意味は、章を改めて詳述する。
- 初奕與道士傅仁鈞・薛1蹟善。後傅薛俱受官、仁鈞先亡。2蹟夢見鈞曰、「先所負錢、可付泥人」。蹟問、「誰耶」。4曰、「即傅奕也」。5是夜少府憑長命、夢8又在一處、多見是先亡。9命問、「佛經罪福之事有實乎」。10曰、「皆11

- 定實也」。又問、「如傅奕、生平不信佛、死受何報」。答曰、「傅奕已配越州作泥人矣」。長命且入殿庭、見薛蹟說所夢、蹟又說之、二夢符合。臨在其側、同嗟歎之。14蹟15即送錢付奕、并說所夢。18後數日而奕卒。案泥人者、謂泥犁中人也。泥犁即地獄之別名矣、八大地獄在於地下、餘諸雜獄散在19山中海內而受苦也。深可痛哉。(同右、一三五頁a二六～b八)
- 1 薛 〓 以下、興聖寺本・七寺本・金剛寺本は多く「薩」と書く
 - 2 仁 〓 「傳」【宋】【元】、〓 「傳」【明】
 - 3 亡 〓 「言」 七寺本
 - 4 耶 〓 「邪」 興聖寺本・七寺本・金剛寺本
 - 5 「即」 1字―金剛寺本
 - 6 府 〓 「傅」【宋】【元】【明】、「病」 七寺本
 - 7 憑 〓 「馮」【初】【宮】 興聖寺本・七寺本
 - 8 夢又 〓 「又夢」【宋】【元】【明】【宮】 興聖寺本・七寺本・金剛寺本、「夢」【初】
 - 9 「是」 1字―【宋】【元】【明】【宮】 興聖寺本・七寺本・金剛寺本
 - 10 命 〓 「長命」【宋】【元】【明】【宮】 七寺本・金剛寺本、「長亡長命」 興聖寺本
 - 11 「問佛經罪福之事有實乎」 10字―【初】
 - 12 且 〓 「且」【初】
 - 13 入 〓 「人」 金剛寺本
 - 14 嗟 〓 「差」 金剛寺本
 - 15 歎 〓 「嘆」【初】【宮】【宋】 興聖寺本・七寺本・金剛寺本
 - 16 蹟 〓 「噴」 金剛寺本

17 送Ⅱ「返」【初】

18 并Ⅱ「年」七寺本

19 「地」1字―七寺本

20 「深可痛哉」4字―興聖寺本・七寺本・金剛寺本

卷七の末尾、『冥報記』を引用する箇所である。4は興聖寺本・七寺本・金剛寺本が共通し、20では興聖寺本・七寺本・金剛寺本が「深可痛哉」の四字を欠く。古写経と版本とそれぞれの祖本に遡る差異か、書写の過程で古写経が四字を脱落したかのどちらかであろう。いずれにしても、三写本の底本が近い関係にあることが改めて確認される。

以上の作業により、興聖寺本・七寺本・金剛寺本にのみ共通する文字が卷七の全体に存在することが判明した。興聖寺本・七寺本・金剛寺本の『広弘明集』卷七の底本は、恐らくは極めて近い関係にあり、しかもそれは現存するどの版本とも異なるようである。

(三) ②卷二一―二〇

②では卷一七を調査する。調査対象は、興聖寺本・七寺本・金剛寺本・中尊寺本・西方寺本である。

皇帝・皇后於京師法界尼寺、造連基浮圖、以報舊願、其下安置舍利。開皇十五年季秋之夜、有神光自基而上右繞露槃¹。赫若治鑪之焱²。一句内四如之。皇帝以仁壽元年六月十三日、御仁壽宮之仁壽殿³。本降生之日也⁴。歲歲於此日、深心永念、修營福善、追報父母之恩。故迎諸大德沙門、與論至道、將於海内諸州、選高爽清靜⁵三十處、各起舍利塔。(同右、二二三)

頁c八(一五)

1 基Ⅱ「本」興聖寺本・七寺本・中尊寺本

2 槃Ⅱ「盤」【明】興聖寺本・七寺本・金剛寺本・中尊寺本・西方寺本

3 治Ⅱ「治」興聖寺本・七寺本・金剛寺本・西方寺本

4 焱Ⅱ「焰」【宋】【元】【明】【宮】

5 宮Ⅱ「定」興聖寺本・七寺本・中尊寺本

6 本Ⅱ「大」興聖寺本

7 故迎Ⅱ「故延」【初】【宋】【元】【明】【宮】金剛寺本・西方寺、

「延故」七寺本・中尊寺本、「故延故」興聖寺本

8 沙Ⅱ「少」興聖寺本・中尊寺本

9 靜Ⅱ「淨」七寺本

「舍利感應記」から、仁壽舍利塔建立に至る経緯を記す個所を抜粋した。

1は興聖寺本・七寺本・中尊寺本が同じ文字を書く。玄宗の諱である「隆基」との関連が考慮される。5は「仁壽宮」が正しいに違いなく、興聖寺本・七寺本・中尊寺本に共通する誤写である。その他写本と比較して、三写本の底本が特に近い関係にあったことが窺われる。

門下、仰惟、正覺覆護群品、濟生靈於苦海、救愚迷於火宅¹。朕所以至心迴向²、結念歸依、思與率土臣民、爰及幽顯、同崇勝業、共爲善因。故分布舍利、營建神塔。(同右、二二七頁a六―九)

1 苦Ⅱ「共」金剛寺本

2 火Ⅱ「大」七寺本

3 「向」1字―中尊寺本

4 民¹「人」興聖寺本・七寺本・金剛寺本・中尊寺本・西方寺本
 各州から報告された舍利塔建立にまつわる瑞祥を慶賀する群臣の表に答え、
 かつ、再度の舍利塔建立を命じた、文帝による詔の冒頭である。4で版本系
 が「民」とする個所を古写経が「人」と書くことに注目しておく。

汴州表云、舍利三月二日到州、權置州館。六日夜大德僧慧徹等、忽聞香
 氣、有異尋常。至八日、諸僧迎舍利、將向塔所、大德僧祭等五人、復聞
 香氣。去慧福寺門四十餘步、遂放青色光、覆炤露帳、大久乃滅。其寺有
 舍利、在僧房供養。其日杞州人張相仁、於僧房見寺內舍利復放青色光、
 恰與新至舍利色狀相似。十日、復至見赤色光臨寺佛堂、高五尺。其夜四
 更、復見青赤雜色光於寺。復有一老母、患腰已來二十餘年、拄杖伏地而
 行。聞舍利至寺、強來禮拜、於大眾裏見舍利光、腰即得差捨杖而行。

(同右、一二九頁 a 二一〜b 四)

- 1 慧¹「惠」【宋】【元】【明】【宮】興聖寺本・七寺本・金剛寺本・
中尊寺本・西方寺本
- 2 忽²「勿」金剛寺本
- 3 尋常³「即常堂」興聖寺本・七寺本・中尊寺本・西方寺本
- 4 迎⁴「近」金剛寺本・西方寺本
- 5 僧祭⁵「僧僧祭」【宋】【元】【明】【宮】興聖寺本・中尊寺本、
「僧僧祭」七寺本・金剛寺本・西方寺本、「僧」【初】
- 6 氣⁶「氣氣」西方寺本
- 7 慧⁷「惠」【宋】【元】【明】【宮】興聖寺本・七寺本・金剛寺本・
中尊寺本・西方寺本
- 8 四十⁸「三十」西方寺本

- 9 「帳」1字—金剛寺本
- 10 在僧¹⁰「必」興聖寺本、「在青色光覆炤露帳大久乃滅其寺有舍利
僧」七寺本

- 11 「於」1字—西方寺本
- 12 放¹²「敬」興聖寺本
- 13 恰¹³「塔」興聖寺本・七寺本・中尊寺本・西方寺本
- 14 四¹⁴「日」金剛寺本
- 15 青赤¹⁵「赤」【初】【宮】
- 16 光於¹⁶「於光」興聖寺本
- 17 腰¹⁷「實」金剛寺本
- 18 已¹⁸「以」興聖寺本・七寺本・金剛寺本・中尊寺本・西方寺本
- 19 拄¹⁹「柱」【宋】【元】【宮】興聖寺本・七寺本・中尊寺本・西方
寺本、「住」金剛寺本
- 20 強²⁰「攄」金剛寺本
- 21 「而」1字—【初】【宮】興聖寺本・七寺本・金剛寺本・中尊寺
本・西方寺本

仁寿二年の舍利塔建立事業で生じた感応を報告する汴州の表文である。18
 は全古写経で共通の文字を書く。3・13では、金剛寺本を除く古写経が一致
 する。書写時における校合の結果、唐本系テキストを祖本とする古写経にも
 版本系大藏経の文字が紛れ込む現象が、興聖寺本『統高僧伝』に確認されて
 いる。右引用箇所に限らず、金剛寺本『広弘明集』はしばしば版本系大藏経
 と共通する文字を書く。金剛寺本『広弘明集』に生じたこのような現象の背
 景は、金剛寺本の全巻を調査した上で、興聖寺本『統高僧伝』の事例を参照

に追究すべきであろう。

京城内勝光寺、模得陝州舍利石函、變現瑞像娑羅雙樹等形相者。仁壽二年五月二十三日¹已後、在寺日日放光、連連相續、緣感即發、不止晝夜。²城治道俗、遠來看人、歸依禮拜、闐門塞路、往還如市。遇斯光者、³焰動⁴群心、悲喜發意。⁵（同右、二二〇頁a一一～一六）

1 三〇〇二 七寺本

2 日〇〇月 興聖寺本

3 連連相續〃「連相連續」興聖寺本・七寺本・中尊寺本、「連建相續」西方寺本

4 感〃「惑」【宋】【元】【明】【宮】、「威」興聖寺本・西方寺本

5 治〃「裏」興聖寺本・七寺本・中尊寺本・西方寺本

6 闐〃「圓」興聖寺本・七寺本・中尊寺本

7 光〃「无」金剛寺本

8 焰〃「照」【宋】【元】【明】【宮】

9 喜〃「憐」【初】、「憙」興聖寺本・七寺本・中尊寺本

10 意〃「音」興聖寺本・七寺本・金剛寺本・中尊寺本・西方寺本

仁壽二年に舍利を頒布された陝州では、舍利石函に種々の瑞像が浮かび上がった。京師勝光寺は瑞像の模写を入手し、その模写が勝光寺で奇跡を起こしたという。5は高宗の諱が「治」であったこととの関連が考慮される。ただし金剛寺本は版本と同じである。10は全古写経が一致する。

以上、卷一七の調査結果から比較結果を抜粋した。興聖寺本・七寺本・金剛寺本・中尊寺本・西方寺本にのみ共通する文字を、卷一七の全体に見出せた。これら古写経の底本は近い関係にあったはずであり、しかも現存する

版本であったとは見做しがたい。「基」「民」「治」といった、唐皇帝の諱に関連する古写経―版本間の異同も確認できた。

(四) ③二一～三〇

③では、『大正』の校訂に従えば、版本間（初彫版は現存しない）で異同が多く、古写経との比較でも差異検出が期待できる卷三〇を取り上げた。古写経は、興聖寺本・七寺本・金剛寺本を用いる。西方寺本卷三〇は卷末に音義があり、版本を底本とすることは疑いなく、よって西方寺本は作業対象より除いた。

1 三春迭云謝、首夏含朱明。祥祥令日泰、朗朗玄夕清。菩薩彩靈和、眇然因化生。四王應期來、矯掌承王形。飛天鼓弱羅、騰擢散芝英、緣瀾頽龍首、漂蘂翳流冷。芙蕖育紳葩、傾柯獻朝榮、芳津霧四境、甘露凝玉瓶。珍祥盈四八、玄黃曜紫庭、感隆非情想、恬怕無所營、玄根民靈府（同右、三四九頁b二五～c二）

1 三〇〇二 興聖寺本・七寺本

2 令〃「今」【宋】【元】【宮】興聖寺本、「令+（一作今）」夾註

【明】

3 彩〃「采」興聖寺本・七寺本・金剛寺本

4 王〃「玉」【宋】【元】【明】【宮】

5 瀾〃「瀾」興聖寺本・七寺本、「瀾」金剛寺本

6 漂〃「縹」【宋】【元】【明】

7 芙〃「扶」【宋】【宮】興聖寺本・七寺本・金剛寺本

- 8 藁¹ 〓 渠² 興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 9 紳³ 〓 神⁴ 〓 宋⁵ 〓 元⁶ 〓 明⁷
- 10 朝⁸ 〓 胡⁹ 興聖寺本
- 11 芳¹⁰ + (一作芬) 夾註 〓 明¹¹
- 12 霧¹² 〓 霈¹³ 〓 明¹⁴
- 13 境¹⁵ 〓 鏡¹⁶ 金剛寺本
- 14 凝¹⁷ 〓 疑¹⁸ 金剛寺本
- 15 玉¹⁹ 〓 王²⁰ 興聖寺本
- 16 隆²¹ 〓 降²² 〓 宋²³ 〓 元²⁴ 〓 明²⁵、七寺本脱字
- 17 民²⁶ 〓 人²⁷ 興聖寺本・七寺本・金剛寺本、泯 〓 明²⁸
- 「東晉沙門支道林讚佛詩」の冒頭部分を引用した。3・8は、三写本がともにも版本とは異なる文字を書く。17は、卷一七でも古写経が「民」を「人」と書くことが想起される。
- 宋謝靈運臨終詩¹
- 1 龔²勝無遺生、季業有窮盡、嵇叟³理既迫、霍子命亦殞。悽悽⁴後霜柏、納納⁵衝風⁶菌、邂逅⁷竟既時、脩短⁸非所慙。恨我君子志、不得巖上泯⁹。送心正覺¹⁰前、斯痛久已忍。唯願¹¹乘來生、怨親同心朕。(同右、三五六頁a一九〜二四)
- 1 宋 〓 宗 興聖寺本・七寺本、〔宋謝靈運〕 4字 〓 明
- 2 詩 + (一首) 〓 宋 〓 元 〓 宮、(謝靈運) 〓 明
- 3 龔 〓 龍 七寺本、〔龔〕 〓 宮
- 4 季 〓 李 興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 5 叟 〓 俛 興聖寺本・七寺本・金剛寺本

- 6 悽悽¹ 〓 萋萋² 〓 宋 〓 宮、〔悽悽〕 興聖寺本・七寺本・金剛寺本、悽悽後 + (一作凌) 夾註 〓 明
- 7 衝³ 〓 銜⁴ 〓 宋 〓 元 〓 明 〓 宮
- 8 既⁵ 〓 無⁶ 〓 宋 〓 元 〓 明
- 9 慙⁷ 〓 愍⁸ 〓 宋 〓 元 〓 明 〓 宮 〓 敏 興聖寺本
- 10 泯 興聖寺本は「民」の部分欠筆
- 11 乘 〓 垂 興聖寺本・七寺本
- 「謝靈雲臨終詩」の全文を掲げた。4・5・6では、三写本の文字が全て共通する。注目すべきは10である。唐代、皇帝の諱のみならず、諱を部分に含む文字までも欠筆されたことはよく知られている。興聖寺本が「泯」の旁を欠筆することの意味は、唐太宗の諱との関連から解釈されるべきであろう。
- 宋初有法瓊尼、南方人。不知因緣所出。¹辟穀食糗粟、不著綿帛、戒德甚²尊嚴、禪定多所感通。³會稽恭子張使君莅廣州、便供養之、隨使君還吳、又隨出西。自剋⁴亡日、捨命後勿關殮、但以乞烏鳥至破岡。如期而終、使⁵君依旨送林野間、停舟七日七夕、鳥獸不敢侵、乃收殮焉。⁶亡祖親使君之⁷第四女也。就瓊尼受戒。敕餘⁸記錄之。⁹(同右、三五七頁b八〜一五)
- 1 宋 〓 宗 興聖寺本・七寺本、(紀事釋道宣) + 宋 〓 明
- 2 〔出〕 1字 〓 七寺本
- 3 著 〓 着 興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 4 綿 〓 錦 〓 宋 〓 宮 興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 5 戒 〓 誠 興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 6 感 〓 惑 〓 宮、〔滅〕 興聖寺本
- 7 西 〓 入尼 〓 宋 〓 元 〓 明 〓 宮

- 8 剋¹¹「刻」興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 9 關¹²「棺」【宋】【元】【明】【宮】
- 10 殮¹³「斂」【宮】【宋】興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 11 「使」1字—金剛寺本
- 12 舟¹⁴「再」【元】【明】
- 13 「乃」1字—七寺本
- 14 亡¹⁵「玉」七寺本
- 15 「君」1字—七寺本
- 16 戒¹⁶「誠」興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 17 餘¹⁷「余」【宮】
- 18 「之」1字—七寺本
- 1は興聖寺本・七寺本に一致する誤字である。「謝靈運臨終詩」の1も含め、興聖寺本・七寺本は「宋」を「宗」とすることが多い。3・5・8・16では三写本が同じ字を書く。
- 眞朴運既判、萬象森已形。精靈感冥會、變化靡不經。波浪生死徒、彌綸始無名。捨本而逐末、悔吝生有情。胡不絕可欲、反宗歸無生。達觀均有無、蟬蛻豁朗明。逍遙衆妙津、栖凝於玄冥、大慈順變通、化育曷常停。幽閑自有所、豈與菩薩并。摩詰風微指、權道多所成。悠悠滿天下、孰識秋露情。(同右、三五九頁c五—一一)
- 1 象¹「像」金剛寺本
- 2 冥²「眞」興聖寺本・七寺本。七寺本は以下の「冥」も「眞」と書く
- 3 不³「化」興聖寺本・七寺本・金剛寺本、「所」【宮】

- 4 末⁴「末」七寺本・金剛寺本
- 5 吝⁵「怪」興聖寺本・七寺本・金剛寺本
- 6 凝⁶「疑」金剛寺本
- 7 閑⁷「閒」【明】
- 8 「菩薩」2字—七寺本
- 9 摩⁹「靡」興聖寺本・七寺本
- 10 道+(一作適)來註【明】
- 張君祖の「詩序」に答えた庾僧淵の詩を引用した。3・5は、三写本がともに版本と異なる文字をとる。ちなみに興聖寺本・七寺本・金剛寺本は、庾僧淵の「淵」を欠筆してもいる。
- 以上、卷三〇の調査結果から重要箇所を抜粋した。三写本のみ共通する文字は、卷三〇に複数存在する。三写本が底本としたテキストは近い関係にあり、かつ、そのテキストは現存する版本でないと推断できよう。特に興聖寺本と七寺本とは、卷七・一七の時と同様、誤字・脱字に至るまで一致する箇所が多い。両写本の底本は、極めて近い関係にあったのだろう。
- 本節では、卷七・一七・三〇について、『大正』・版本と古写経の文字の異同を調査した。その結果、古写経中『広弘明集』の卷七・卷一七・卷三〇(西方寺本を除く)の底本は極めて近い関係にあること、しかも、現存する版本とは考え難いことが判明した。それでは、これら古写経の底本にはどのようなテキストを想定するべきであろうか。
- 第一に考慮されるのが、①開宝蔵を書写した可能性である。かつては、古写経は開宝蔵の粗雑な写本とする理解が一般的であった。しかし開宝蔵は例

外的にしか現存せず、『広弘明集』は一巻も残らない。そこで開宝蔵の欠筆まで摸刻したとされる初彫版『広弘明集』（巻七・巻一七）と古写経とを比較してみたが、¹⁸初彫版と古写経が一致しない箇所は多かった。再彫本を底本とした『大正』と古写経との相違はさらに顕著である。

ここで浮上するのが、②唐本系テキストを底本とした可能性である。本章では、「民」「淵」「虎」など唐皇帝の諱を別字に書く、または欠筆する事例が古写経に散在することを指摘した。先述したように、金剛峯寺に所蔵される「清衡経」『広弘明集』巻一〇・一一には「民」の欠筆があり、該当巻は唐本系テキストに基づくと推定されている。そこで次章では、古写経中『広弘明集』で、唐皇帝の諱を別字に書く、乃至、欠筆する事例を搜索し、②の是非を検証する。

二 避諱と古写経

(一) 古写経中の避諱事例

古写経中『広弘明集』の祖本を考察する前に、『広弘明集』の日本における受容を簡単に述べておく。『広弘明集』を参照した和製漢文の事例として最も著名なのが、薬師寺東塔心柱の銅製擦管に彫られた銘文（以下「擦銘」）である。平子鐸嶺氏は、この擦銘が『広弘明集』巻二八所収「京師西明寺鐘銘」をもとに作成されたと推定した。¹⁹その後、長谷寺法華説相図銅版銘（以下「銅版銘」）が『広弘明集』巻一六所収の沈約「瑞石像銘」「光宅寺刹下銘」を典拠とすることも明らかにされた。²⁰

ならばその請来はいつごろであったのか。東野治之氏は、「銅版銘」を持つ統朝、「擦銘」を七世紀末の述作とし、『広弘明集』の舶載を七世紀後半と推定した。²¹他方、藤善氏は、『広弘明集』そのものではなく、西明寺で鐘銘を実見した人物が書写したものや、西明寺関連の史料が「擦銘」作成時に参照された可能性もあるとしつつ、どちらの場合にも、大宝二年（七〇二）に入唐、西明寺に止宿して養老二年（七一八）に帰国した道慈を請来者に想定した。²²なお正倉院文書では、天平十一年（七三九）に『広弘明集』の書写が確認できる。²³

八世紀以前に請来された『広弘明集』と古写経の祖本との関係を検討する鍵となるのが、前章でみた、唐皇帝の諱を欠筆する、乃至別字を書く事例の存在である。唐皇帝の避は、全部で淵・虎・眇・世民・治・顯・旦・重茂・隆基・亨・豫・适・誦・純・恒・湛・昂・炎・忱・灌・儂・擘・祝である。竇懷永氏の研究により、²⁴唐代の避諱は高宗朝をピークに、安史の乱以降は弛緩することが判明している。そこで本章では、対象を虎・淵・世・民・治・顯・旦・隆・基に限り、²⁵欠筆、乃至、別字を書く事例を調査した。調査結果は以下の表にまとめた。表中、グレーのセルは欠損又は未入手の巻を示す。

世	興聖寺本		七寺本		金剛寺本	
	卷数	欠筆 改字	欠筆 改字	欠筆 改字	欠筆 改字	
1(7)						
2(37)						
3(23)						
4(18)		代(1)				代(1)
5(17)						
6(16)						
7(7)						
8(30)						
9(26)		代(1)		代(1)		代(1)
10(19)						
11(66)						
12(33)						
13(80)						
14(19)						
15(26)		代(1)				
16(7)						
17(12)						
18(41)						
19(25)						
20(10)						
21(31)						
22(22)						
23(27)		2				
24(31)			1		1	
25(9)						
26(25)						
27(49)						
28(45)		5			1	
29(32)		19		4		
30(15)		1		2		

淵	興聖寺本		七寺本		金剛寺本	
	卷数	欠筆 改字	欠筆 改字	欠筆 改字	欠筆 改字	
1(0)						
2(2)						
3(1)		1		1		1
4(0)						
5(1)						
6(0)						
7(0)						
8(4)						
9(0)						
10(1)						
11(0)						
12(0)						
13(0)						
14(0)						
15(13)						
16(5)						
17(1)						
18(5)						
19(1)						
20(5)						
21(3)		1				
22(2)						
23(5)						
24(7)			泉(1)		泉(1)	
25(1)						
26(1)						
27(1)						
28(3)						
29(8)						
30(10)		2		2		3

虎	興聖寺本		七寺本		金剛寺本	
	卷数	欠筆 改字	欠筆 改字	欠筆 改字	欠筆 改字	
1(0)						
2(0)						
3(0)						
4(5)						
5(3)						
6(4)						
7(1)		武(1)		武(1)		
8(2)						
9(0)						
10(2)						
11(0)						
12(0)						
13(7)						
14(0)						
15(2)						
16(1)						
17(2)						
18(0)						
19(1)						
20(6)						
21(0)						
22(0)						
23(2)						
24(0)						
25(1)						
26(6)		1		1		
27(1)						
28(2)						
29(9)						
30(4)						

顯	興聖寺本		七寺本		金剛寺本	
	卷数	欠筆 改字	欠筆 改字	欠筆 改字	欠筆 改字	
1(7)						
2(11)						
3(3)						
4(15)						
5(7)						
6(16)						
7(10)						
8(8)						
9(3)						
10(13)						
11(3)						
12(1)						
13(22)						
14(8)						
15(18)						
16(3)						
17(9)						
18(16)						
19(12)						
20(4)						
21(2)						
22(20)						
23(5)						
24(11)						
25(14)						
26(2)						
27(24)						
28(19)						
29(9)						
30(3)						

治	興聖寺本		七寺本		金剛寺本	
	卷数	欠筆 改字	欠筆 改字	欠筆 改字	欠筆 改字	
1(1)						
2(5)						
3(4)						
4(2)						
5(1)						
6(0)						
7(7)						
8(14)						
9(4)						
10(12)						
11(34)						
12(26)						
13(11)						
14(8)						
15(4)		理(1)				
16(0)						
17(9)		裏(1)		裏(1)		裏(1)
18(1)						
19(3)						
20(3)						
21(0)						
22(6)						
23(3)						
24(2)						
25(4)						
26(14)						
27(2)						
28(3)						
29(4)						
30(3)						

民	興聖寺本		七寺本		金剛寺本	
	卷数	欠筆 改字	欠筆 改字	欠筆 改字	欠筆 改字	
1(3)						
2(10)						
3(7)		2		5		
4(12)		1				
5(11)						
6(2)						
7(20)		9		12		
8(17)		1		1		
9(9)		4 人(2)		人(2)		人(2)
10(21)		3 人(1) 氏(1)		人(1) 氏(1)		人(1) 氏(1)
11(31)		7 人(3)		人(3)		人(2)
12(40)		3 人(5)			1	人(5)
13(11)						
14(16)		3 氏(1)				
15(9)		人(5)		人(3)		
16(4)		人(3)				人(3)
17(12)		人(1)		人(1)		人(1)
18(8)		人(3)				人(3)
19(6)		人(1)		人(1)		人(1)
20(1)		人(1)				人(1)
21(1)						
22(4)						
23(1)						
24(9)						
25(5)		氏(1)		氏(1)		氏(1)
26(10)		3 人(2)		人(1)	3	人(2)
27(5)						
28(10)		5 人(1)		人(1)		人(1)
29(15)		7		1		
30(6)		2 人(1) 氏(1)		1 人(1) 氏(1)		人(1) 氏(1)

基	興聖寺本		七寺本		金剛寺本	
	欠筆	改字	欠筆	改字	欠筆	改字
1(0)						
2(2)						
3(1)						
4(1)						
5(0)						
6(0)						
7(3)						
8(1)						
9(0)						
10(2)						
11(1)						
12(1)						
13(0)						
14(0)						
15(13)						
16(4)						
17(30)		本(1)		本(1)		
18(2)						
19(1)						
20(1)						
21(0)						
22(1)						
23(1)						
24(1)						
25(8)						
26(0)						
27(5)						
28(4)						
29(4)						
30(6)						

隆	興聖寺本		七寺本		金剛寺本	
	欠筆	改字	欠筆	改字	欠筆	改字
1(0)						
2(2)						
3(1)						
4(0)						
5(1)						
6(4)						
7(4)						
8(2)						
9(1)						
10(5)						
11(1)						
12(3)						
13(7)						
14(5)						
15(5)						
16(6)						
17(3)						
18(2)						
19(4)						
20(5)						
21(1)						
22(4)						
23(10)						
24(2)						
25(19)						
26(1)						
27(5)						
28(6)						
29(9)						
30(3)						

且	興聖寺本		七寺本		金剛寺本	
	欠筆	改字	欠筆	改字	欠筆	改字
1(1)						
2(0)						
3(0)						
4(1)						
5(2)						
6(0)						
7(3)						
8(1)						
9(1)						
10(1)						
11(8)						
12(3)						
13(7)						
14(0)						
15(4)						
16(1)						
17(9)						
18(0)						
19(2)						
20(3)						
21(0)						
22(1)						
23(1)						
24(10)						
25(0)						
26(3)						
27(7)						
28(8)						
29(3)						
30(6)						

右表により、古写経中に唐皇帝の諱を欠筆する、あるいは別字を書く事例が散見することがわかった。²⁶⁾ 数でいえば、「民」を欠筆する、または別字に書く事例が他よりも圧倒的に多い。そこで、「民」の調査結果をやや詳しく紹介しておく。

まずは欠筆の事例である。欠筆事例が最も多いのは興聖寺本である。七寺本にも複数存在するが、金剛寺本では例外的である。西方寺本には「民」の欠筆はない。

実際に欠筆と判断した事例をいくつか紹介する。

卷七…「勸益國民」



興聖寺本



七寺本

卷一四…「蒸民尚梵」



興聖寺本

卷二六…「儉飢民盜田中」



興聖寺本



金剛寺本

卷三〇：「慶唐民」



興聖寺本



七寺本

卷七の七寺本や卷一四の興聖寺本のように、「民」の欠筆であることが明らかな事例がある一方で、卷七の興聖寺本、卷三〇の七寺本などは、別字ともみまがう。時代を経るうちに欠筆への理解が薄れ、転写を重ねるうちに字形が崩れたためであろう。実際、欠筆の字形が崩れて別字となったものもある。

卷三：「因民之性」

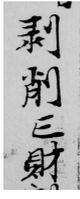


興聖寺本

卷一一：「剝削民財」



興聖寺本



七寺本

卷一四：「兆民五教」



興聖寺本

卷二六：「戸一民令」



七寺本

これら事例は誤写に分類し、欠筆事例とは見做さなかった。²⁷⁾

続いて別字を書く事例である。卷九・一〇・一一・一二・一四・一五・一

六・一七・一八・一九・二〇・二五・二六・二八・三〇では、版本系に

「民」とある箇所を古写経が「人」「氏」と書く箇所がある。²⁸⁾ 別字とする箇所

は、基本的に写本間で一致する。ただし表に抛れば、卷一一・一四・一五・

二六の別字の数は写本間で異なっている。その事由を推定しておく。

以下は、卷一一より「太史令朝散大夫臣傳奕上減省寺塔廢僧尼事十有一

條」中、傳奕の文「百姓無事爲義皇之民」と、それに対する反駁を小字で付

した箇所である。

百姓無事爲義皇之民、彈曰、造化之世人不輸租。義皇之民、鼓腹而臥、聖明

在上。豈信崔皓姜斌之詞者乎。(同右、一六〇頁c一七〜一八)

興聖寺本と七寺本は、注釈中の「義皇之民」を「義皇之人」と書く。本文

に「義皇之民」とあるからには、注釈でも「民」と書くべきであろう。金剛

寺本が「義皇之民」と書くのは、文意を理解した、乃至、他版本などと校合

した書写者が、金剛寺本に至るいずれかの転写の段階で校訂を加えたため

はあるまいか。

卷一四では、「而利民矣」(一八八頁a二九)の「民」字を興聖寺本が「氏」

とする。「民」と「氏」は誤写されやすく、興聖寺本と金剛寺本のどちらか

が誤写したか、金剛寺本が版本系に基づく校訂を加えたかのいずれかである

う(七寺本の卷一四は未調査)。卷一五・二六の場合は、七寺本が後半をもつ

て別巻を立てること、しかしその別巻がなく事例数に差が生じた。

版本が「民」とし古写経が「人」「氏」と書く箇所が、道宣本人や書写者によって避諱されたものであったのか、宋代に刊本が上木される折、避諱字と判断されて「民」に変更されたものであったのかは、対校に用いる別系統の史料が存在せず、明らかにすることはできない。ただし少なくとも、三写本の祖本は、「民」を含む唐代の避諱字を元字に戻さねばならないとする意識が働く以前に書写されたテキストであったことは認められてよい。

とはいえ、唐皇帝の諱を別字に書く・欠筆する事例が古写経に散見するからといって、古写経の祖本が唐代のテキストであると推断することはできない。竺沙雅章氏が指摘するように、後晋天福五年（九四〇）完成の『新集藏經音義随函録』（高麗藏）には、「虎」「治」といった唐皇帝の諱が欠筆されるのと同時に、「敬」「弘」「殷」「愍」「鏡」「竟」といった宋皇帝の諱も欠筆されるからである。²⁹そこで、版本系一切経で多く避諱・欠筆される宋皇帝の諱を、興聖寺本・七寺本・金剛寺本『広弘明集』全三〇巻で調査したところ、宋皇帝の諱を避諱・欠筆する事例は見出せなかった。

以上の事実は、古写経の祖本が唐本系テキストであることを示唆するのではあるまいか。これに加えて、巻一一と巻三〇には、版本には載録されるが古写経（西方寺本は除く）には載録されない文章が存在する。一般的に、増広の程度が低いテキストほど古い時代に遡るとされる。巻一一・三〇の祖本は、版本系が底本としたテキストよりもより古い時期に属するテキストであったと推定されるが、紙幅の関係上、詳細な検討は別稿に譲った。ともあれ、唐皇帝の諱を欠筆する、あるいは別字を書く古写経の各巻は、その底本は唐本系テキストに連なる写本であった可能性が大きいと考える。

（二）「隋國立舍利塔詔」

古写経中『広弘明集』のうち、唐皇帝の諱を欠筆する、乃至、別字を書く巻の祖本は、唐本系テキストに属する可能性が大きいと推定してきた。とすれば、わずか一例ではあるが「民」を「人」と書く巻一七も、唐系テキストを祖本とする可能性がある。

そこで本節では、巻一七より仁寿元年の「隋國立舍利塔詔」を取り上げ、『大正』を底本に興聖寺本・金剛寺本・七寺本・中尊寺本・西方寺本と版本との異同をふまえた再検討を行う。異体字は記さない。

「隋國立舍利塔詔」

門下、仰惟、正覺大慈大悲、救護群生、津梁庶品。朕、歸依三寶、重興聖教。思與四海之内一切人民、俱發菩提、共修福業、使當今現在爰及來世、永作善因、同登妙果。宜請沙門三十人、諳解法相、兼堪宣導者、各將侍者二人、并散官各一人、薰陸香一百二十斤、馬五匹、分道送舍利、往前件諸州起塔。A其未注寺者、就有山水寺所、起塔依前山。a舊無寺者、於當州内、清靜寺處建立。其塔所司造樣送往。當州僧多者三百六十人。其次二百四十人。其次一百二十人。若僧少者盡見僧、爲朕・皇后・太子廣・諸王子孫等、及内外官人・一切民庶・幽顯生靈、各七日行道并懺悔。起行道日打剎、莫問同州異州。任人布施、錢限止十文已下、不得過十文、所施之錢、以供營塔。若少不充、役正丁及用庫物。率土諸州僧尼、普爲舍利設齋、限十月十五日午時、同下入石函。總管刺史已下縣尉已上、B息軍機、停常務七日、專檢校行道及打剎等事、務盡誠敬副朕意

焉。主者施行。

仁壽元年六月十三日内史令豫章王臣曠宣。²³（同右、二二三頁b三～二四）

- 1 〔悲〕 1字―七寺本
- 2 修 〓 被修 七寺本
- 3 現 〓 見 〔宋〕 〔元〕 〔明〕 〔宮〕 興聖寺本・金剛寺本・中尊寺本・西方寺本、〔見今見〕 七寺本。
- 4 爰 〓 受 金剛寺本
- 5 因 〓 内 七寺本
- 6 諳 〓 請 七寺本・西方寺本
- 7 導 〓 道 西方寺本
- 8 〔侍〕 1字―七寺本
- 9 〔匹〕 〓 〔疋〕 〔初〕 〔宮〕 〔宋〕 興聖寺本・七寺本・金剛寺本・中尊寺本・西方寺本
- 10 〔起〕 1字―七寺本・西方寺本・中尊寺本
- 11 寺 〓 山 〔初〕 〔宋〕 〔元〕 〔明〕 〔宮〕 興聖寺本・七寺本・金剛寺本・中尊寺本・西方寺本
- 12 靜 〓 淨 興聖寺本・七寺本・中尊寺本・西方寺本
- 13 四十 〓 卅 興聖寺本・七寺本・中尊寺本
- 14 少 〓 小 七寺本。以下も七寺本は「少」を「小」と書く
- 15 朕 〓 勝 七寺本
- 16 官人 〓 〔宮〕 中尊寺本、〔官〕 七寺本・西方寺本
- 17 午 〓 〔子〕 興聖寺本
- 18 已 〓 〔以〕 興聖寺本・七寺本・金剛寺本・中尊寺本・西方寺本
- 19 息 〓 自非 〔初〕 〔宋〕 〔元〕 〔明〕 〔宮〕 興聖寺本・七寺本・金剛寺本・中尊寺本・西方寺本
- 20 校 〓 様 七寺本
- 21 等 〓 〔寺〕 七寺本
- 22 敬 〓 弊 七寺本
- 23 豫 〓 〔務〕 興聖寺本・金剛寺本
- 24 〔宣〕 1字―中尊寺本

「隋國立舍利塔詔」は、文帝が「重興聖教」という自負のもと、一切人民と菩提心を起し、妙果に至るためとして、隋国内三〇州に舍利塔の建立を命じた詔である。詔文の前には、岐州鳳泉寺以下、舍利塔建立地として文帝が指定した一七の寺院と一三の州が列記される。傍線部Aに「其未注寺者」とあるのは、文帝が寺院を指定しなかった州を指す。それら諸州に、文帝は、州内の山水ある寺に塔を建てるように指示したわけである（傍線部A）。

さらに文帝は、傍線部aで「旧に寺がなければ」当州の中で清静な寺院を選んで塔を建立せよと命じる。しかし、古写経・初彫版以下に従って9の「寺」を「山」に改めるならば、「旧とより山がなければ」となり、舍利塔建立地の選定における山の重要性はさらに強調されることになる。9は、初彫版のみならず思溪版・開元寺版でも「山」とある。山を背景とする風水に適った地に建立される塔の存在を考慮するに、傍線部aは「舊无山者」とあるほうが相応しい。再彫本の開版時、文意がよく理解されず、「山」が「寺」に改められたのではあるまいか。

傍線部Bは、諸州の官人に舍利塔建立時の儀式への参加を命じた部分である。『大正』に従えば、諸州の官人は、総管・刺史から県尉に至るまでが、

軍事を止め、七日間にわたり常務を停止して儀式を遂行しよう命じられたことになる。しかし、隋の堅固な支配が未だ全国的には確立していない中で、塔建立のために軍事活動までも停止することが可能、かつ現実的であったかは疑問である。例えば、筆者がかつて石棺・銘文を紹介した交州禪衆寺にしても、舍利塔建立(仁寿元年)前後に交州独立を目指す土着勢力の大規模な反乱が起こっていた³²⁾。舍利塔建立に際して一律に軍事行動を禁止することは、やはり非現実的であつたらう。傍線部Bは、古写経や初彫版・宋版以下の版本に従つて「自非軍機」とし、諸州での軍事活動は舍利塔建立事業に優先されたとするべきであらう。

おわりに

本稿の検討結果をまとめておく。

第一章では、古写経中『広弘明集』巻七(興聖寺本・七寺本・金剛寺本)・巻一七(興聖寺本・七寺本・金剛寺本・西方寺本・中尊寺本)・巻三〇(興聖寺本・七寺本・金剛寺本)を対象に、古写経と版本とにおける文字の異同を調査した。その結果、古写経中の巻七・巻一七・巻三〇は、現存するいずれの版本とも完全には一致しないこと、ただし版本と異なる箇所は、古写経間では基本的に一致することが判明した。よつて古写経の底本は、現存するいずれの版本でもありえず、しかもそれぞれが大変近い関係にあつたと推定される。古写経の底本の性格を検討するうえで重要と考えたのが、上記三巻の古写経では、唐皇帝の諱を別字(「民」↓「人」、「淵」↓「泉」など)に書いたり、欠筆したりする事例が見出せたことである。そこで第二章第一節では、『広

弘明集』全三〇巻を対象に、唐皇帝の諱を別字に書く、あるいは欠筆する事例を調査した。その結果、古写経では上記三巻以外にも、唐皇帝の諱を別字に書く、欠筆する箇所が多く認められた。他方、宋皇帝の諱が避諱された事例は検出できなかった。古写経の祖本は、唐皇帝の諱を欠筆せねばならないとする時代、しかも、「虎」「淵」「世」「民」などを唐代の避諱と見做し、元字に戻すべしと判断する以前のテキスト、即ち唐代系テキストであつた可能性が高い。

このように考えてみると、たつた一例ではあるが「民」を「人」と書く巻一七も、唐本系テキストを祖本とする可能性が浮上する。右を踏まえて第二章第二節では、『広弘明集』巻一七所載「隋國立舍利塔詔」について、古写経と版本との異同を踏まえた再検討を加えた。その結果、近年における研究状況を考慮するに、古写経や初彫版以下の文字に従つて解釈すべき箇所があるとの結論に至つた。

日本古写経の評価は、一九九〇年代ころより、経巻内部に立ち入る調査が盛んとなつたことで徐々に高まってきた。特にここ一〇年ほどは、落合俊典氏を中心として精力的に研究が進められ、日本古写経中に唐本系テキストを祖本とするものが多数含まれていることが判明した。とはいえ、一切経は膨大であり、経巻内部に立ち入つた詳細な調査は未だ十分ではない。今後は、他史料にも同様の調査を加え、調査結果を反映させたテキストの読み込みを進めていく必要がある。

それと同時に、平安期以降の日本で一切経書写を可能にした地域経済・ネットワークのありよう、その背景にある信仰がどのようなものであつたのかという点にも踏み込んでいくべきであらう。以上、残された検討課題が多い

ことを自省しつつ、紙幅も尽きたので本稿を終える。

註

- (1) 近年の研究状況は、大島幸代・萬納恵介「隋仁寿舍利塔研究序説」(『奈良美術研究』一二、二〇一二年)、『隋唐時代の仏舎利信仰と莊嚴に関する総合的調査研究』(平成21年度～平成23年度科学研究費補助金、基盤研究(B) 研究成果報告書、研究代表者加島勝、二〇一二年)、拙稿「ベトナムバクニン省出土仁壽舍利塔銘、及びその石函について」(『東方学報』八八、二〇一三年)、『仁壽舍利塔の信仰と莊嚴に関する総合的調査研究』平成24年度～平成27年度科学研究費補助金、(基盤研究A) 研究成果報告書、研究代表者加島勝、二〇一六年)などを参照されたい。
- (2) 『広弘明集』の基礎的な性格は、藤善眞澄「僧祐より道宣へ」(『道宣伝の研究』所収、京都大学学術出版会 二〇〇二年)、劉林魁『《広弘明集》研究』(中国社会科学出版社、二〇一一年)が詳しい。
- (3) <http://koshakyo.databasercs.ac.jp/canons>
- (4) 見返絵は基本的に十巻単位で書かれたことが推定されている(泉武夫「清衡経」見返絵に関する若干の覚書)、『中尊寺経を中心とした平安時代の装飾経に関する総合的研究』、平成13～平成16年度科学研究費補助金 基盤研究(A) (2) 研究成果報告書、研究代表者興膳宏、二〇〇五年、三五頁)。中尊寺一切経中『広弘明集』は巻一から一〇までが共通して樹下説法図・二脇侍・六菩薩を描く。他方、巻一一には樹下説法図・二脇侍・四僧形が、尾題を欠く二巻をさみ(通し番号三五九九は樹下説法図・一脇侍・一菩薩、通し番号三六〇〇は樹下説法図・二脇侍・四比丘・五僧形・樓閣あり)、巻二〇には樹下説法図・二脇侍・二菩薩・二比丘が描かれている。巻一七には樹下説法図・二脇侍・四僧形が描かれており、巻一一の主題と共通する。
- (5) 巻一七の紙縦二六・二、全長一五一・三・七、見返し横二〇・九という法量は、金剛峯寺蔵中尊寺経中の『広弘明集』(本紙縦二五・四～二六・五、見返し横二〇・二～二一・八、界高一九・六～二〇・三、界幅一・八～二・二)法量の上下に収まる(注4前掲書、九五頁)。
- (6) 泉武夫「中尊寺経を中心とした平安時代の装飾性に関する総合的研究 研究概要」(注4前掲書)一三三頁。
- (7) 基礎情報は『京都府古文書調査報告書一三 興聖寺一切経調査報告書』(京都府教育委員会、一九九八年)を参照。
- (8) 藤善眞澄「『統高僧伝』玄奘伝の成立―巻四・玄奘伝―」、『統高僧伝』管見―興聖寺本を中心に―(注2前掲『道宣伝の研究』所収、前者の初出は一九九九年)。
- (9) 赤尾栄慶「河内長野金剛寺一切経管見―中間報告にかえて―」(『頼富本宏博士還暦記念論文集 マンダラの諸相と文化 下 胎蔵界の巻』所収、法蔵館、二〇〇五年)、大塚紀弘「天野山金剛寺一切経の来歴について」(『寺院史研究』一五、二〇一六年)。
- (10) 基礎情報は、『平成12年度～平成15年度科学研究費補助金 基盤研究(A) (1) 研究成果報告書 金剛寺一切経の基礎的研究と新出仏典の研究』(研究代表者落合俊典、二〇〇四年)、及び『平成16～18年度科学研究費補助金 基盤研究(A) 金剛寺一切経の総合的研究と金剛寺聖教の基礎的研究 研究成果報告書』(第1・2分冊、研究代表者落合俊典 二〇〇七年)を参照。
- (11) 基礎情報は『尾張史料 七寺一切経目録』(七寺一切経保存会、一九六八年)を参照。
- (12) 基礎情報は元興寺文化財研究所編『大和郡山市 西方寺所蔵一切経調査報告書』(大和郡山市教育委員会、一九八四年)。
- (13) 巻一九には尾題の前には「廿一紙尾 何思印造」とある。大蔵経開版に携わった刻工の名称は、野沢佳美「宋版大蔵経と刻工―附・宋版三大蔵経刻工一覽(稿)―」(『立正大学文学部論叢』一一〇、一九九九年)を参照。
- (14) 例えば、興聖寺一切経中『大唐西域記』巻一は、西楽寺一切経の欠巻をより

古い他写本を底本に補写したものである(石川登志雄執筆担当部分、注7前掲書、四五四頁)。

- (15) 衛元嵩伝については、塚本善隆「北周の廢仏」(『塚本善隆著作集 北朝仏教史研究』所収、大東出版社、一九七四年、初出一九四八・一九五〇年)、片岡理「北周の宗教廢毀をめぐる史料の一考察―主謀者としての衛元嵩と仏教史家としての道宣―」(『史観』二八、一九八八年)、藤善眞澄「衛元嵩伝成立考」(注2前掲『道宣伝の研究』所収、初出一九九五年)がある。

- (16) 藤善眞澄「衛元嵩伝成立考」(注2前掲『道宣伝の研究』所収、初出一九九五年)。

- (17) 国際仏教学大学院大学日本古写経研究所編『日本古写経善本叢刊 第八輯 続高僧伝巻四 卷六』(国際仏教学大学院大学 日本古写経研究所、二〇一四年)。

- (18) 上杉智英「七寺蔵一切経本『集諸経礼懺儀』巻下 解題」(国際仏教学大学院大学学術フロンティア実行委員会編『日本古写経善本叢刊 第四輯 集諸経礼懺儀』所収、二〇一〇年)、佐々木勇「北宋版一切経開寶蔵の欠筆とその伝播・受容について」(『広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部 文化教育開発関連領域』六二、二〇一三年) 四一―四二二(逆頁)。

- (19) 平子鐸嶺「薬師寺東塔擦銘臆説」(『仏教芸術の研究』所収、金港堂、一九一四年、初出一九〇七年)。

- (20) 東野治之「銘文について」(『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』奈良国立文化財研究所飛鳥資料館、一九七六年) 九二―九三頁。

- (21) 東野治之「『続日本紀』所載の漢文学作品―漢籍の利用を中心に―」(『日本古代木簡の研究』所収、塙書房、一九八三年、初出一九七九年) 二三四―二三七頁。

- (22) 藤善眞澄「薬師寺東塔の擦銘と西明寺鍾銘」(注2前掲『道宣伝の研究』所収、初出一九九九年) 四一六―四二〇頁。

- (23) 石田茂作「奈良朝現在一切経目録」(『写経より見たる奈良朝仏教の研究』所収、東洋書林、一九六六年) 一四五頁。

- (24) 竇懷永『敦煌文献避諱研究』(甘肃教育出版社、二〇一三年) 五八頁。以下、

避諱・欠筆については本書を中心に、陳垣『史諱举例』(中華書局、二〇一二年)、範志新『避諱学』(学生書局、二〇〇六年)などを参考にした。

- (25) 両字は『広弘明集』で用いられないため、調査対象から除いた。

- (26) 先述したように、興聖寺本巻三〇では「泯」字の「民」が欠筆されていた。今回は諱の本字に限って調査したが、諱字の一部を含む文字を対象を広げれば、欠筆・別字の例はより多く発見できるであろう。

- (27) 調査対象とした他字についても、「世」を「廿」と誤写するなど、欠筆の誤写と思われる事例は多かった。

- (28) ちなみに、「民」を別字に書く・欠筆する事例と、別字を書かない・欠筆しない事例が同一の巻に混在するが、これは敦煌文書にも共通する。前掲竇懷永『敦煌文献避諱研究』八三―八四頁。また、王彦坤編『歴代避諱字彙典』(中華書局、二〇〇九年)は、「臣」を「民」の避諱とする。古写経中では卷三・九・一二・一三・二八に「民」を「臣」と書く箇所がある。ただし、「人」「氏」とは異なり、「臣」字を書く箇所は写本間で必ずしも一致しない。そこで本稿では、「臣」は「民」の誤写と仮に判断した。古写経中の避諱字に関する研究の進展を待ち、再考すべきである。

- (29) 竺沙雅章「契丹大蔵経小考」(『宋元仏教文化史研究』所収、汲古書院、二〇〇〇年、初出一九七八年)。

- (30) 長岡龍作「隋仁寿舍利塔と青州勝福寺址」(氣賀澤保規編『中国中世仏教石刻の研究』所収、勉誠出版、二〇一三年) 一六六―一七一頁、同「仁寿舍利塔の起塔地とその意義」(注1前掲『隋唐時代の仏舎利信仰と莊嚴に関する総合的調査研究』所収)。

- (31) 注1前掲拙稿。

- (32) Phạm Lê Huy: "Nhân Thọ xá lợi tháp và văn bia tháp xá lợi mới phát hiện tại Bắc Ninh" *Tạp chí Khảo cổ học*. 1-2013. 隋代の交州に関しては、後藤均平『ベトナム救国抗争史―ベトナム・中国・日本―』(新人物往来社、一九七五年) 二〇八―二二二頁、Keith Weller Taylor: *The Birth of Vietnam*. University of

California Press: Berkeley, 1983, pp. 158-169 を参照。

〔付記〕本論文の作成にあたり、『広弘明集』諸写本・刊本の所蔵機関として、興聖寺本・西方寺本・思溪版・中尊寺本は、それぞれ興聖寺・西方寺・岩屋寺・奈良国立博物館より、七寺本・金剛寺本は国際仏教学大学院大学附置日本古写経研究所御当局より格別なご高配を賜った。とくに落合俊典氏には様々にご指摘・ご教授を賜った。ここに記して、関係各位、及び落合氏に深謝申し上げる。